

北部地区街づくり協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、北部地区街づくり協議会設置要綱第7条の規定に基づき、北部地区街づくり協議会（以下「協議会」という。）の傍聴の手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 協議会を傍聴しようとする者は、北部地区街づくり協議会傍聴人受付簿（様式第1号）に住所及び氏名を記入しなければならない。

2 傍聴席が満員になったときは、入場することができない。

3 集団で傍聴しようとする場合において、その集団が入場することにより他の傍聴人の席が著しく少なくなると認めるときは、会長はその数を制限することができる。

(傍聴席に入ることができない者)

第3条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持っている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議における発言に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、がいとう、襟巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に定めるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと

(撮影及び録音等の禁止)

第5条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではない。

(資料)

第6条 傍聴人には、会議資料を配布するものとする。ただし、配布した資料のうち会長が回収の必要があると認めたものは、協議会終了後回収するものとする。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、協議会の職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規程に違反するときは、会長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(報道関係者の取扱)

第9条 天理市の記者クラブに加盟する報道関係者については、第2条の規程は適用しない。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年6月30日より施行する。

